災害発生等における研修中止について

社会福祉法人　幹福祉会

当法人における研修は、安全第一を基本として実施しております。災害発生時やその恐れがある時、また感染症の流行時など、研修を安全に運営できない恐れがある場合には中止させて頂く場合があります。

1. 研修中止の判断について
* 自然災害、人為災害時

地震、台風、大雨、洪水、暴風、土砂災害、波浪、津波、大雪、テロ、大規模事故などで、研修期間中（交通途上含む）に受講者に危険が及ぶ恐れがあると判断した場合には、研修を中止します。

各災害が研修期間中に発生した場合には途中終了とします。

* 感染症等の流行時

インフルエンザ、ノロウィルスなど関係当局から注意喚起がなされ、研修開催により感染拡大の恐れがあると判断した場合には、研修を中止します。

研修期間中に状況が悪化する可能性が急速に高まった場合、受講者の帰途の安全を確保するために、研修を途中終了する場合もあります。

また、受講者の帰途の安全を確保するために、受講者の皆様に研修室での待機を要請する場合もあります。

1. 中止に伴う順延等について

　研修中止の場合は、原則として順延又は振り替えとし、再度受講できる環境づくりに努めますが、中止後、改めて開催できない場合もございますのでご了承ください。

詳細につきましては、社会福祉法人幹福祉会までお問い合わせください。